

令和3年6月16日

経済産業大臣 梶山 弘志
法務大臣 上川 陽子

産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第66条第1項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認は、同項及び産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令（令和3年法務省・経済産業省令第1号。以下「省令」という。）第1条及び第2条に基づき行うところ、当該確認に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

第1 通信の方法に関する事務の責任者（省令第1条第1号）

場所の定めのない株主総会（種類株主総会にあつては、場所の定めのない種類株主総会。以下同じ。）の議事における情報の送受信に用いる通信の方法（以下「通信の方法」という。）に関する事務（省令第1条第2号及び第3号の方針に基づく対応に係る事務を含む。）の責任者を置いていること（同条第1号）については、当該責任者は、必ずしも取締役であることを要しないこととする。

第2 通信の方法に係る障害に関する対策についての方針（省令第1条第2号）

通信の方法に係る障害に関する対策についての方針を定めていること（省令第1条第2号）については、当該方針として定める事項としては、例えば次のような事項が考えられるが、これらのいずれかに限られるものではない。

- ①通信の方法に係る障害に関する対策に資する措置が講じられたシステムを用いること。
- ②通信の方法に係る障害が生じた場合における代替手段を用意すること。
- ③通信の方法に係る障害が生じた場合に関する具体的な対処マニュアルを作成すること。
- ④場所の定めのない株主総会において法第66条第2項の規定により読み替えて適用する会社法（平成17年法律第86号）第317条括弧書（種類株主総会にあつては、同法第325条において準用する同法第317条括弧書）の決議について諮ること。

等

第3 通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針（省令第1条第3号）

通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針を定めていること（省令第1条第3号）については、当該方針として定める事項としては、例えば次のような事項が考えられるが、これらのいずれかに限られるものではない。

- ①場所の定めのない株主総会の招集にあたって、会社法第298条第1項第3号（種類株主総会にあつては、同法第325条において準用する同法第298条第1項第3号）に掲げる事項を定めた上で、株主に対して、議決権の行使を希望する株主のうちインターネットを使用することに支障のある株主については同法第311条第1項（種類株主総会にあつては、同法第325条において準用する同法第311条第1項）の規定による議決権の行使を推奨する旨を通知すること。
- ②場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信をするために必要となる機器について貸出しを希望する株主の全部又は一部にその貸出しをすること。
- ③通信の方法として出席株主の全部又は一部のために電話による出席が可能であるものを用いること。

等

第4 株主名簿に記載され、又は記録されている株主の数（省令第1条第4号）

株主名簿に記載され、又は記録されている株主の数が百人以上であること（省令第1条第4号）については、同号の規定のとおりである。

以上